

信越総合通信局の非常災害時等における 地域の情報通信基盤の確保・復旧等支援

信越総合通信局では、非常災害時等における地域の情報通信基盤の確保・復旧等に関し、地方公共団体等に対して次の支援を行っております。

① 非常災害時における臨機の措置

非常災害時や非常災害が発生する恐れがある場合における無線局開設等について、緊急やむを得ないと認められる場合に、口頭等迅速・簡易な方法により許認可を行う特例措置。

② 災害対策用移動通信機器の無償貸与

非常災害時や非常災害が発生する恐れがある場合に、地方公共団体及び災害復旧関係者に対して衛星携帯電話、MCA無線局、簡易無線局を無償貸与。
(参考 3 参照)

③ 被災市町村による臨時災害放送局の開設支援

- ・ 非常災害時に被災者や住民に対して必要な情報を正確かつ迅速に提供するため、速やかに臨時災害放送局（FMラジオ放送局）を開設するための支援。
- ・ 免許は、①の臨機の措置による申請・付与ができる。
- ・ 信越総合通信局に配備されているFMラジオの送信機器の貸出し。

④ 災害対策用移動電源車の貸与

重要な通信・放送設備の電源供給が途絶し、ネットワークの維持に支障が生じた場合などに、地方公共団体又は電気通信事業者、放送事業者に対して移動電源車を貸与。（参考 3 参照）

※ 上記の機器や移動電源車は、地方公共団体等が実施する防災訓練に参加し周知に努めています。

①、③	連絡先	信越総合通信局 情報通信部放送課
	電話	026-234-9938
	担当	柏崎課長
①、②	連絡先	無線通信部陸上課
	電話	026-234-9944
	担当	河間課長
④	連絡先	総務部総務課
	電話	026-234-9931
	担当	高田課長